での8期となり、地域によって 保険税は、7月から翌年2月ま おりとなります。特に国民健康 地域により異なっていましたが、 年度から統一し、左の表のと 市 税の納期は、平成17年度は

> 回に増えることとなります。 お忘れなく納付くださるようご れている納期限を確認いただき 納税通知書(納付書)に印刷さ

は納期がこれまでの4回から8

◎納税通知書は直接郵送します

18年度からはすべて納税義務者 経由する場合もありましたが、 では行政区長や納税貯蓄組合を 納税通知書は、平成17年度ま

も確認できます

注意願います。 平成6年度に、宅地の評価水準を全国一律に地価公示価格の 7割をめど

市税納期一覧表

9月10月11月

3期

4期 5期

にあた る

12月

3期

6期

1月

4期

7期

きは

2月 3月

4期

8期 その翌日が

とする評価替えが行われ、宅地の評価額が、それまでに比べて大きく 方、これに伴う固定資産税の税負担が急増しないようにするため、 らかに課税標準額を上昇させる「負担調整措置」が講じられてきまし

宅地の固定資産税評価に係る負担調整措置が変わります

平成18年度

6月

1期

7月

2期

1期

8月

2期

2期

3期

5月

全期

納期限はその月の末日ですが、末日が土曜・日曜・祝日

納期限となります。ただし、12月は28日が納期限です。

4月

1期

税

市

目

県民税

固定資産税

軽自動車税

国民健康保険税

この措置は、その年度の評価額に対する前年度の課税標準額の割合(負担 水準)を計算し、その負担水準に応じて設定された調整率を前年度の課税標

準額に乗じて課税標準額を算出する、という複雑なものとなっていました。 今回の税制改正により、この方法が簡素化され、18年度の課税標準額の計 算方法は次のようになります。なお、詳しくは本庁税務課資産税係まで問い 合わせください。

		負担水準	18年度の固定資産税課税標準額の計算方法
非住宅用地住宅用	ŧ	70%以上	18年度評価額×70%
			17年度課税標準額を据え置き
		20~60%	17年度課税標準額+(18年度評価額×5%) (計算結果が18年度評価額の60%を上回る場合は評価額の60%の額)
	Ь	20%未満	18年度評価額×20%
	È	100%以上	18年度評価額×住宅用地特例率(1/6または1/3)
	E		17年度課税標準額を据え置き
	Ħ	20~80%	17年度課税標準額+(18年度評価額×住宅用地特例率×5%) (計算結果が18年度評価額の80%を上回る場合は評価額の80%の額)
ᅿ	Ш	20%未満	18年度評価額×住宅用地特例率×20%

あてに直接郵送します。

◎場所

8時30分~17時15分

(土曜・日曜・祝日を除く)

4月3日(月)~5月1日(月)

本庁税務課および各支所市民課

◎確認できる事項

◇土地…所在、地番、地目、地積、価格

◇建物…所在、種類、 (評価額) 構造、 床面積 価

◎縦覧できる方 格(評価額)

の手数料は無料です。 が必要となります。なお、縦覧期間 は代理人(委任状が必要)で、印鑑 有者は土地のみ、家屋も同様)また 土地、家屋の納税義務者(土地所

◎閲覧制度について

期間の手数料は無料です。 印鑑が必要となります。なお、縦覧 代理人(委任状が必要)、借地・借家 方は、資産を所有する本人または どの確認ができます。閲覧できる までどおり、所在、評価額、税額な 人(契約書などの書類が必要)で、 本人所有の資産についてはこれ

②岩手県文化財保護条例または ①行政区が所有しまたは他から無 固定資産税の減免制度があります。 次のいずれかに該当する場合は、 産(有料で使用するものを除く)で、 料で借り受け、公共施設として 直接その本来の用に供するもの 公益のため直接専用する固定資

●問い合わせ先

その本来の用に供するもの

または各支所市民課税務係 本庁税務課資産税係

◎借地・借家人の資産証明申請

の際には、契約書などの書類と印 は1件につき300円です。 鑑が必要です。手数料は、1枚また ついて証明申請ができます。申請 借地・借家人の方も関連資産に

や建物だけでなく、本人所有以外の の縦覧を行います。本人所有の土地

いただく目的で、固定資産課税台帳

納税者に評価の適正さを確認して

市内に所在する土地や建物について

◎審査の申し出

をすることができます。 算して60日以内に、固定資産評価 知書を受け取った日の翌日から起 価格に不服があるときは、納税通 審査委員会に対して審査の申し出 課税の基礎となった固定資産の

◎固定資産税の減免

③行政区が所有しまたは他から無 料で借り受け、市長の承認を得 関市文化財保護条例の規定によ て設置したコミュニティ広場で、 り指定を受けた土地、建物